

議案第5号

北はりま消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

北はりま消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年3月1日提出

加西市長 中川 暢 三

北はりま消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例

(加西市議会委員会条例の一部改正)

第1条 加西市議会委員会条例(昭和42年加西市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「消防本部の所管に関する事項」を削る。

(加西市防災会議条例の一部改正)

第2条 加西市防災会議条例(昭和42年加西市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項第8号を同項第9号とし、同項第7号中「消防長及び」を削り、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 北はりま消防組合の職員のうちから市長が任命する者

第3条第6項中「第8号」を「第9号」に改める。

(加西市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第3条 加西市職員特殊勤務手当支給条例(昭和42年加西市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(手当の種類)

第3条 前条の勤務に対する手当は、防疫等作業手当とする。

第5条から第8条までを次のように改める。

第5条から第8条まで 削除

(加西市手数料条例の一部改正)

第4条 加西市手数料条例(昭和42年加西市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第1及び別表第2」を削る。

別表第1を別表とする。

別表第2を削る。

(加西市職員定数条例の一部改正)

第5条 加西市職員定数条例(昭和43年加西市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「・消防本部」を削る。

第2条第8号を次のように改める。

(8) 削除

第2条第9号中「合計 907名」を「合計 839名」に改める。

(加西市消防賞じゆつ金等に関する条例の一部改正)

第6条 加西市消防賞じゆつ金等に関する条例(昭和45年加西市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「加西市消防職員及び消防団員(以下「消防職員等」という。)並びに」を「加西市の消防団員並びに」に改める。

第2条第1項、第2条の2第1項及び第3条中「消防職員等」を「消防団員」に改める。

第6条中「職員」を「消防団員」に改める。

第7条中「消防職員」を「消防団員」に改める。

(加西市交通安全対策会議条例の一部改正)

第7条 加西市交通安全対策会議条例(昭和46年加西市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 北はりま消防組合の職員のうちから市長が委嘱する者

第3条第6項中「及び第4号の委員の定数は、それぞれ1人、2人、1人及び7人とする」を「、第4号及び第5号の委員の定数は、それぞれ1人、2人、1人、1人及び7人とする」に改める。

(加西市火入れに関する条例の一部改正)

第8条 加西市火入れに関する条例(昭和59年加西市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第14条中「消防長」を「北はりま消防組合消防長(以下「消防長」という。)」に改める。

(加西市情報公開条例の一部改正)

第9条 加西市情報公開条例(平成9年加西市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、消防長」を削る。

(加西市個人情報保護条例の一部改正)

第10条 加西市個人情報保護条例(平成17年加西市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、消防長」を削る。

(加西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第11条 加西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年条例第27

号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、消防長」を削る。

(加西市火災予防条例及び加西市消防本部及び消防署の設置に関する条例の廃止)

第12条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 加西市火災予防条例(昭和42年加西市条例第56号)

(2) 加西市消防本部及び消防署の設置に関する条例(昭和44年加西市条例第34号)

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(審議資料)

平成23年4月1日付、北はりま消防組合が設立し消防事務等の共同事務を行うことから、加西市消防本部および消防署を廃止し、併せて関連する条例の所要の改正を行うため、関係条例の整理に関する条例を制定するもの。